



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年4月18日金曜日 第602号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）	344
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	（農地整備課）	345
土地改良事業の工事の完了.....	（ " ）	345
保安林の指定.....	（森林整備課）	345
落札者等の告示.....	（会計課）	345
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	（東予地方局環境保全課）	346
土地改良区役員の就退任の届出（15件）.....	（中予地方局農村整備第一課）	349
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	（ " ）	353
土地改良区の定款変更の認可（5件）.....	（ " ）	354
道路の供用開始（一般国道378号）.....	（中予地方局管理課）	354
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	（南予地方局八幡浜土木事務所）	354
道路の区域変更（一般国道441号）.....	（南予地方局大洲土木事務所）	354
包括外部監査契約の締結.....	（監査事務局）	355
落札者等の告示.....	（教育委員会教育総務課施設厚生室）	355

公 告

愛媛県美術館4号機荷物エレベーター修繕業務の委託.....（美術館） 355

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（選挙管理委員会）	356
個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	（ " ）	356
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	（ " ）	357

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こさか心療内科・デイケア・もの忘れクリニック	松山市小坂3丁目3番1号	武内 八 郎	松山市小坂3丁目3番1号		精神通院医療	令和7年4月1日
古町メンタルクリニック	松山市宮西1丁目8-12	古谷 健 博	松山市宮西1丁目8-12		精神通院医療	令和7年4月1日
あかつきメンタルヘルスクリニック	松山市古川北三丁目7番5号	辻 暁 哉	松山市古川北三丁目7番5号		精神通院医療	令和7年4月1日
愛らんど薬局古川店	松山市古川北三丁目7番4号	エヌエスメディカル株式会社	松山市祇園町1番44号	代表取締役 嶋本光佑	精神通院医療（薬局）	令和7年4月1日
ひめ薬局古町店	松山市宮西1丁目8-12 宮西ビル2階	株式会社レフピック	松山市北井門1丁目15番38号	代表取締役 一色耕平	精神通院医療（薬局）	令和7年4月1日
いしかわ内科・脳神経クリニック	宇和島市和豊元町1208-1	石川 賢 一	宇和島市和豊元町1208-1		精神通院医療	令和7年4月1日

○愛媛県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 指定訪問看護事業者等 (Name, Address, Representative), 訪問看護ステーション (Name, Address), 担当しようとする医療の種類, 指定年月日.

○愛媛県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市志津川地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・進入中池地区）計画書の写し
2 縦覧期間
令和7年4月21日から5月21日まで
3 縦覧場所
東温市役所本庁

次のように保安林の指定をする。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
宇和島市吉田町立間字高城2番耕地671、4番耕地84の1、4番耕地84の2、4番耕地85、4番耕地86の1、4番耕地86の2、4番耕地86の6、4番耕地87、4番耕地88の1、4番耕地88の2
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高城2番耕地671・4番耕地88の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第331号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 土地改良事業の施行に係る地域, 土地改良事業の工事の完了年月日.

○愛媛県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、

○愛媛県告示第333号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日.

○愛媛県告示第334号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/106667.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県西条保健所長 武方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町1丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) R-776 中間体洗浄分液槽

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第37号 口 分離施設	
特定施設の能力	1日当たり処理液量20トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11~12 最大 11~13
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,200 最大 6,760
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 23 最大 30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 137 最大 180
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	5.1
	最大	6.1

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設（NBT）で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

設置年月日	昭和53年8月31日		
処理施設の種別及び型式	沈降分離処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	集水槽： 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽： 縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり40,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降分離処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.5 最大 20.0	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.0 最大 35.0	通常 4.0 最大 35.0
	炭含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.04 最大 15.00	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	22,454	22,454
	最大	29,537	29,537

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

設置年月日	昭和49年6月1日		
処理施設の種別及び型式	沈降分離処理、中和処理		
処理施設の構造	土堰堤型式		
処理施設の主要寸法	沈降槽： 縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル 中和槽： 縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理		

処理施設の使用時間間隔		連続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12.5 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 35.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.04 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 22,454 最大 29,537

(2) No.3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.0 最大 20.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.2 最大 35.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 37,392 最大 40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第335号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/106666.html>)において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項

(1) R-702

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。別表第1第46号)イ 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり288立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手15か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	72時間(間欠)	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり(LC7-07 B Part製造時のみ排出)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,300 最大 3,450

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1未満
	最大	1未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	最大	825
	通常	2.6
炭含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	最大	3.9
	通常	3.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	最大	5.3

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備(北特排)へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類の及び型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	散気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 6.0~9.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 547.1 最大 1,242.1	通常 113.2 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 590.7 最大 862.1	通常 29.0 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 617.3 最大 717.6	通常 249.1 最大 249.1
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30.2 最大 68.9	通常 4.4 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14,911 最大 17,943	通常 14,911 最大 17,943	

(2) O B T酸素曝気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処理施設の種類の及び型式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集、沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸素曝気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 629.1 最大 1,162.6	通常 124.7 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 245.5 最大 881.5	通常 18.0 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 959.0 最大 1,500.2	通常 174.7 最大 212.3
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.7 最大 31.9	通常 2.2 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,619 最大 10,200	通常 8,619 最大 10,200	

(3) シアン排水処理設備

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処理施設の種類の及び型式	攪拌機付コンクリート槽		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル 4槽		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	晒液酸化分解処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 1,834 最大 2,369	通常 1,845 最大 2,380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14.5 最大 35.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 29.0 最大 70.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25.1 最大 100.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.57 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 238,668 最大 320,611	

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0

燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 20 最大 20

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第336号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	中村豊重	東温市志津川117番地4
"	友近泰教	東温市志津川157番地1
"	高塚澄枝	東温市志津川638番地1
"	友近アサミ	東温市志津川618番地
"	宮倉則子	東温市志津川1028番地
"	池川雅清	東温市志津川1429番地
"	渡部孝男	東温市志津川1324番地1
"	越智公一	東温市志津川1731番地2
"	伊藤孝一	東温市志津川1758番地1
監事	宮内和夫	東温市志津川648番地
"	藤本貞夫	東温市志津川1303番地16

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	泉忠厚	東温市志津川南2丁目7-4
"	宮内和夫	東温市志津川648番地
"	渡部孝男	東温市志津川1324番地1
"	宮内秀	東温市志津川74番地1
"	和田敏明	東温市志津川72番地
"	露口榮子	東温市志津川634番地
"	越智公一	東温市志津川1731番地2
"	河合清	東温市志津川1856番地3
"	池川雅清	東温市志津川1429番地
監事	高塚正一	東温市志津川521番地2
"	高須賀孝三	東温市志津川1416番地1

○愛媛県告示第337号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	和田正行	東温市西岡1405番地1
"	伊賀悌二	東温市西岡1011番地4
"	竹内哲夫	東温市西岡219番地
"	山内正行	東温市西岡427番地
"	山本隆夫	東温市西岡800番地
"	村井敏泰	東温市西岡106番地1
"	和田功	東温市西岡682番地
"	岡本光	東温市西岡737番地4
監事	和田隆茂	東温市西岡433番地1
"	野口元章	東温市西岡1041番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	和田正行	東温市西岡1405番地1
"	大西幸夫	東温市西岡1489番地1
"	伊賀悌二	東温市西岡1011番地4
"	岡本泰典	東温市西岡758番地
"	右崎定男	東温市西岡745番地1
"	山内典明	東温市西岡1339番地2
"	仙波直也	東温市西岡149番地1
"	伊藤学	東温市西岡65番地2
監事	大東悦夫	東温市西岡984番地
"	岡本学	東温市西岡751番地

○愛媛県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大北俊明	東温市牛淵1531番地5
"	大西俊則	東温市牛淵1274番地1
"	村上浩三	東温市牛淵1446番地
"	平正志	東温市牛淵1451番地
"	大西良也	東温市牛淵763番地2
"	平みぎわ	東温市牛淵1451番地
"	高須賀仁	東温市牛淵1298番地1
"	大北真史	東温市牛淵1426番地
"	朝比奈陽	東温市牛淵1166番地3
"	片上久美子	東温市牛淵992番地2
監事	大北英明	東温市牛淵1300番地1
"	葛原誠	東温市牛淵388番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大北俊明	東温市牛淵1531番地5
"	大西俊則	東温市牛淵1274番地1
"	平正志	東温市牛淵1451番地
"	村上浩三	東温市牛淵1446番地
"	山内孝二	東温市牛淵585番地
"	大北守紀	東温市牛淵1404番地
"	大西良也	東温市牛淵763番地2
"	朝比奈陽	東温市牛淵1166番地3
"	井門孝徳	東温市牛淵665番地
監事	大北英明	東温市牛淵1300番地
"	葛原誠	東温市牛淵388番地1

○愛媛県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高見和政	東温市北野田230番地
"	野口浩二	東温市北野田152番地
"	高見淳	東温市北野田137番地
"	安井清秀	東温市北野田332番地
"	武智南	東温市北野田1224番地
"	牧正人	東温市北野田788番地
"	牧秀宣	東温市北野田827番地1
"	八塚俊明	東温市北野田810番地
監事	安井重幸	東温市北野田300番地1
"	久保茂樹	松山市南梅本町1320番地3
"	相原重鎮	東温市北野田147番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高見和政	東温市北野田230番地
"	野口浩二	東温市北野田152番地
"	高見淳	東温市北野田137番地
"	安井清秀	東温市北野田332番地
"	武智南	東温市北野田1224番地
"	牧隆司	東温市北野田791番地
"	牧正人	東温市北野田788番地
"	牧秀宣	東温市北野田827番地1
監事	安井重幸	東温市北野田300番地1
"	久保茂樹	松山市南梅本町1320番地3
"	相原重鎮	東温市北野田147番地

○愛媛県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	伊 藤 雄 二	東温市南野田477番地 1
"	小 林 信 幸	東温市南野田564番地
"	宮 崎 邦 二	東温市南野田84番地 2
"	友 近 弘 志	東温市南野田607番地 2
監 事	佃 進	東温市南野田754番地 4
"	丹生谷 恵 美	東温市南野田212番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 雅 則	東温市南野田271番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
"	東 啓 二	東温市野田 2 丁目 1 番地 8
"	明 賀 勝 秀	東温市南野田262番地
"	池 田 浩 二	東温市南野田476番地 3
"	佃 忠 明	東温市南野田723番地
監 事	大 川 宜 敏	東温市南野田610番地 3
"	丹生谷 恵 美	東温市南野田212番地 3

○愛媛県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 孝 男	東温市志津川1324番地 1
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
"	中 村 豊 重	東温市志津川117番地 4
"	越 智 公 一	東温市志津川1731番地 2
"	伊 賀 悌 二	東温市西岡1011番地 4
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	岡 本 光	東温市西岡737番地 4
"	和 田 正 行	東温市西岡1405番地 1
監 事	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	和 田 隆 茂	東温市西岡433番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 忠 厚	東温市志津川南 2 丁目 7 - 4
"	池 川 雅 清	東温市志津川1429番地
"	宮 内 秀	東温市志津川174番地 1
"	河 合 清	東温市志津川1856番地 3
"	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	仙 波 直 也	東温市西岡149番地 1
"	岡 本 泰 典	東温市西岡758番地
"	和 田 正 行	東温市西岡1405番地 1
監 事	高 塚 正 一	東温市志津川1521番地 2
"	大 東 悦 夫	東温市西岡984番地

○愛媛県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	渋 谷 学	東温市松瀬川1518番地 3

○愛媛県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 利 幸	東温市吉久41番地

○愛媛県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 端 英 喜	松山市志津川町298 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	嶋 田 幸 成	松山市志津川町314

○愛媛県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 泰 三	松山市谷町316
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474 - 2
"	山 崎 裕 史	松山市谷町451 - 5
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379
"	谷 岡 勲	松山市谷町132 - 3
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38 - 2
"	樋 口 克 己	松山市谷町703 - 1
"	阿 部 憲 治	松山市谷町307
"	門 屋 和歌子	松山市谷町甲724 - 3
監 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	畦 英 二	松山市谷町104 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 純 也	松山市谷町474 - 2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町133 - 1
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38 - 2
"	谷 岡 勲	松山市谷町132 - 3
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	阿 部 憲 治	松山市谷町307
監 事	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474 - 1
"	畦 英 二	松山市谷町104 - 5

○愛媛県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 洋 助	松山市和泉北3丁目14 - 24
"	大 野 陽 一	松山市和泉北3丁目3 - 13

"	濱 田 頼 男	松山市和泉南5丁目6 - 8
"	山 田 憲 二	松山市和泉南5丁目3 - 22
"	大 野 耕 三	松山市和泉北3丁目3 - 12
"	堀 内 省 三	松山市和泉北2丁目8 - 35
"	徳 永 真由美	松山市和泉北3丁目13 - 14
監 事	堀 内 謙 一	松山市和泉北3丁目8 - 5
"	福 島 秀 朗	松山市和泉北3丁目6 - 20

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 洋 助	松山市和泉北3丁目14 - 24
"	大 野 陽 一	松山市和泉北3丁目3 - 13
"	山 田 憲 二	松山市和泉南5丁目3 - 22
"	濱 田 頼 男	松山市和泉南5丁目6 - 8
"	堀 内 影 久	松山市和泉北3丁目7 - 14
"	大 野 耕 三	松山市和泉北3丁目3 - 12
"	堀 内 省 三	松山市和泉北2丁目8 - 35
監 事	堀 内 謙 一	松山市和泉北3丁目8 - 5
"	福 島 秀 朗	松山市和泉北3丁目6 - 20

○愛媛県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	片 山 千恵子	松山市下伊台町402 - 1
"	山 内 享	松山市下伊台町585 - 3
"	吉 田 健	松山市下伊台町308 - 2
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822
"	池 内 勝	松山市下伊台町967
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	西 山 博 海	松山市下伊台町1409
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
"	玉 井 孝 志	松山市上伊台町217
"	神 野 正 志	松山市上伊台町758
"	西 崎 誠 治	松山市上伊台町乙216 - 3
監 事	仙 波 直 樹	松山市下伊台町1180 - 4
"	白 石 郁 朗	松山市上伊台町141
"	鷗久森 政 則	松山市下伊台町717

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145

"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	山 内 享	松山市下伊台町585 - 3
"	片 山 千代子	松山市下伊台町373 - 1
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822
"	池 内 勝	松山市下伊台町967
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	西 山 博 海	松山市下伊台町1409
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
"	玉 井 孝 志	松山市上伊台町217
"	神 野 正 志	松山市上伊台町758
"	西 崎 誠 治	松山市上伊台町乙216 - 3
監 事	松 田 文 和	松山市上伊台町683
"	片 山 千恵子	松山市下伊台町402 - 1
"	仙 波 直 樹	松山市下伊台町1180 - 4

○愛媛県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺3丁目15 - 32
"	林 賢 二	松山市畑寺2丁目16 - 3
"	森 川 恵 克	松山市畑寺1丁目1 - 5
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10 - 3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺3丁目15 - 13
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3 - 24
"	山 本 敦 子	松山市畑寺2丁目10 - 3
"	戒 田 優	松山市畑寺2丁目10 - 1
監 事	江 戸 恒 志	松山市畑寺3丁目18 - 15
"	高 田 稔	松山市畑寺2丁目10 - 33
"	福 岡 良 一	松山市畑寺2丁目10 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺3丁目15 - 32
"	林 賢 二	松山市畑寺2丁目16 - 3
"	高 田 敏 充	松山市畑寺1丁目5 - 1
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10 - 3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺3丁目15 - 13
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3 - 24
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺2丁目8 - 22
"	森 川 恵 克	松山市畑寺1丁目1 - 5
監 事	江 戸 恒 志	松山市畑寺3丁目18 - 15
"	高 田 稔	松山市畑寺2丁目10 - 33
"	竹 村 元 收	松山市三町3丁目14 - 15

○愛媛県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 康 夫	松山市東石井5丁目2 - 13
"	明 智 直 人	松山市東石井5丁目5 - 2

○愛媛県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 政 博 文	伊予郡松前町大字大間226番地1
"	古 谷 崇 洋	伊予郡砥部町宮内454番地3 メゾン・ド・セシリア403号

○愛媛県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 孝 男	東温市志津川1324番地1
"	渡 部 孝 弘	東温市樋口574番地
"	和 田 正 行	東温市西岡1405番地1
"	伊 賀 悌 二	東温市西岡1011番地4
"	花 山 文 雄	東温市北方1956番地3
監 事	藤 本 貞 夫	東温市志津川1303番地16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	泉 忠 厚	東温市志津川南2丁目7 - 4
"	宮 内 和 夫	東温市志津川648番地
"	和 田 正 行	東温市西岡1405番地1
"	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地1
"	奥 村 明	東温市北方132番地1
監 事	和 田 清 昭	東温市樋口747番地1

○愛媛県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市市坪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

○愛媛県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛湫下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

○愛媛県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松前町岡田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

○愛媛県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市西長戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月18日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

○愛媛県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	伊予市下吾川字浜田1494番6から 同市米湊字安広785番3まで	令和7年4月18日

○愛媛県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島甲904番3から 同字911番2まで	令和7年4月18日

○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	441号	大洲市柚木字尾阪337番5から 同市柚木字一ノ瀬388番15まで	旧	メートル 7.0~11.2	キロメートル 0.337	
			新	8.3~22.4	0.337	

○愛媛県告示第360号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
近藤 壮
松山市北持田町82番地
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

- (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- (2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

○愛媛県告示第361号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）一式	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	四電エナジーサービス株式会社 愛媛支店 愛媛県松山市大山1丁目2番26号	15,677,200円（月額）	一般競争入札	令和7年2月18日
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）一式	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	NTT・TCリース株式会社 四国支店 愛媛県松山市二番町三丁目6番地	1,522,587円（月額）	一般競争入札	令和7年2月18日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月18日

愛媛県美術館長 大 野 道 善

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
愛媛県美術館4号機荷物用エレベーター修繕業務
 - (2) 委託業務名及び数量
愛媛県美術館4号機荷物用エレベーターの修繕 1式
 - (3) 委託業務の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書による。
 - (4) 委託期間
契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
 - (5) 委託業務の履行場所
愛媛県松山市堀之内
愛媛県美術館本館
 - (6) 入札方法
入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県美術館総務課総務係
〒790 0007
愛媛県松山市堀之内
電話 (089)932 0010
- (2) 入札書の受領期限
令和7年5月29日（木）午前10時00分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法
公告の日から令和7年5月16日（金）までの開館時間中（午前9時40分から午後6時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）に、(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年5月29日（木）午前10時00分
愛媛県美術館本館3階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和7年5月16日（金）午後6時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県美術館長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県美術館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of the No.4 baggage elevator at The Museum of Art , Ehime
(2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 29 May 2025
(3) For further information , please contact: General Affairs Division , The Museum of Art , Ehime , Horinouchi , Matsuyama , Ehime 790 0007 Japan
TEL 089 932 0010

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 and 改正前. Each column contains a table with 3 rows and 3 columns: 施設の名称, 施設の所在地, 定員(人). The '改正後' table has underlined text for '西条市地域創生センター' and '西条市ひうち1番地16'.

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年4月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,101,276
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,026
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,660

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数). Rows include 伊予郡, 南宇和郡, 松山市・上浮穴郡, etc.

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設 (SAIJO BASE)	西条市明屋敷131番地 2	100
省略		

省略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			省略		
			西予市立野村病院	西予市野村町野村9 - 53	昭和25年5月1日
省略			省略		
2～6 省略			2～6 省略		